

名古屋市告示第14号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年10月23日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和7年1月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 令和6年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和6年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度名古屋市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,495,902,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 繰越金		633,379	490,128	1,123,507
	1 繰越金	633,379	490,128	1,123,507
歳入合計		1,495,412,646	490,128	1,495,902,774

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		47,087,553	259,433	47,346,986
	3 選挙費	588,773	259,433	848,206
13 職員費		285,532,144	230,695	285,762,839
	2 総務職員費	19,398,653	230,695	19,629,348
歳出合計		1,495,412,646	490,128	1,495,902,774